

高知大学大学院総合人間自然科学研究科(修士課程)理工学専攻 学位論文審査基準

令和2年5月20日 理工学専攻会議決定

1. 評価基準

下記(1)～(3)の評価基準すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

(1) 研究内容、目的、意義

(教育研究目標) 理工学専攻は、学部が実施する基礎理学や理工学分野の教育研究を発展的に継承し、理学及び理工学に関する専門知識を修得し、また、自ら課題を発見しそれを解決していける能力を身につけ、地域社会や国際社会において、地域イノベーションの創出と持続可能な社会づくりに貢献できる高度専門職業人を育成する。

- ・上記の教育研究目標の下、研究テーマの設定や研究内容が修士論文として妥当なものであること。
- ・研究目的や問題意識が明確であり、それを達成するための研究や考察の方法が適切なものであること。

(2) 結論

- ・専門分野における新たな研究成果、もしくは、修学の成果に関する適切な総合報告を含んでいること。
- ・研究倫理に則り、論文の構成・記述・引用などが十分かつ適切であること。

(3) 参考論文に対する要件

- ・特に定めない。

2. 審査体制・方法

- (1) 審査体制：専攻会議の委託を受けた専攻学務委員会は、論文審査のため主査1名、副査2名以上を委嘱する。主査、副査により論文審査を行う。主査、副査の審査報告を受けて、専攻に設置される学位論文審査委員会は、学位論文の審査、最終試験の確認を行い、その結果を専攻長に報告する。専攻長は専攻会議に合否の判定を求め、合格と判定されたものについて、学位を授与できる者として研究

科長を経て学長に報告する。

- (2) 審査方法：主査及び副査は論文審査を行うとともに、提出論文の内容を中心として、これに関連する基礎及び専門科目の学識、研究能力等について筆記又は口述試験により最終試験を行う。最終試験は発表および質疑応答などを行う論文発表会をもってかえることができる。主査及び副査は論文審査及び最終試験の結果報告書を学位論文審査委員会に提出し、学位論文審査委員会は論文審査、および最終試験の結果を審議し、結果報告書を専攻長に提出する。専攻長は専攻会議に合否の判定を求める。